○国土交通省告示第九百三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊12R05／00＊0026＊00	R12　かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTPK、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊13HR01／05＊0054＊00	R13H　乗用車及び車両総重量3.5ｔ以下の貨物車の制動装置　トヨタ　J24（V，Di）	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊14R09／04＊0024＊00	R14　座席ベルト取付装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊16R08／05＊0024＊00	R16　座席ベルト　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊17R10／00＊0023＊00	R17　座席及び頭部後傾抑止装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊21R01／05＊0021＊00	R21　内装　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTPK、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地